

令和7年度青少年事業計画

(教育部生涯学習課)

【令和7年度 重点目標・施策】

＜基本方針1＞魅力ある学校づくりの推進

「自立する力」と「共生する姿勢」を身に付けた児童生徒を育成し、児童生徒本人、家庭や地域社会から信頼される魅力ある学校づくりを推進します。

重点目標5 保護者・地域と連携した学校づくりを推進します。

＜重点施策（5） 放課後等の子どもの居場所づくり＞

施策 ①放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を検討します。

＜基本方針3＞青少年の健やかな成長

青少年の健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整備し、豊かな人間性と主体的な判断力を持つ青少年を育みます。

重点目標1 地域の中で青少年を支える環境づくりを推進します。

＜重点施策（1）青少年育成関係機関の活動の支援＞

施策 ①青少年育成関係機関相互の連絡調整を行い、それぞれの機関の活動の充実に支援します。

＜重点施策（2）地域の教育力向上のための活動支援＞

施策 ①放課後子ども教室の拡充支援（※1）、青少年育成地区住民会議の活動支援（※2）を行い、地域の教育力の向上を図ります。

＜重点施策（3）地域の青少年健全育成活動の支援＞

施策 ①青少年相談員の活動の充実に努めるとともに、青少年育成活動の担い手の育成に努めます。

重点目標 2 青少年が地域社会の中で主体的に活躍できる環境づくりと、社会的孤立を防ぐ取組を推進します。

《重点施策（1）青少年育成事業の実施》

施策 ①オンラインで繋がる新しい交流の場や「二十歳を祝う会」（※3）など、各種体験事業を実施します。

《重点施策（2）少年自然の家キャンプ場の利用促進》

施策 ①少年自然の家キャンプ場を自然体験活動の拠点として、青少年教育事業を展開するとともに、利用の促進を図ります。（※4）

《重点施策（3）青少年の活躍の場の創出》

施策 ①青少年が社会貢献するための知識や技術を習得する支援に努めるとともに、地域社会における活躍の場を創出します。（※5）

※1 放課後子供教室事業（県補助事業）

(1) 放課後子ども教室推進事業とは

心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、放課後や週末等に小学校の空き教室や校庭等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所を設ける事業です。地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援しています。

（事業推進の経緯）

- ・「放課後子どもプラン」（平成 19 年度～）に基づく総合的な放課後対策事業として始まる。
- ・平成 27 年度から「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月 31 日策定）が前プランを引き継ぎ、一体型の放課後子供教室と放課後児童クラブの実施や、学校施設を活用した実施（余裕教室の徹底活用、学校施設の一時的な利用等）を促進。
- ・平成 31 年度から「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日策定）がスタートし、学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携することにより、情報共有を図るなど、安全・安心な放課後の居場所づくりが求められています。

(2) 実施体制

放課後子ども教室は、市が「各小学校区放課後子ども教室運営委員会」に事業を委託し、地域の実情に合わせて実施されています。

各小学校区放課後子ども教室運営委員会は、放課後子ども教室の事業計画の策定や運営方法等を検討し、事業を効果的に推進しています。

(3) 放課後子ども教室の設置状況と活動内容等

木更津市では、以下の小学校学区・地区がそれぞれ運営委員会を組織し、地域の実情に応じた運営・活動を行っています。

○ 木更津市の放課後子ども教室及び活動内容等（令和7年度計画）

教室名	実施学区・活動場所	活動日・時間	実施内容（予定）
東清小放課後子ども教室 （東清小学校学区放課後子ども教室運営委員会）	東清小学校 （図書室・体育館・運動場）	平日 14:30～16:30 （年10日予定）	自由活動（ボール遊び、バドミントン、卓球、鬼ごっこ、ティーベースボールなど）
岩根小学校放課後子ども教室もくもく （岩根小学校学区放課後子ども教室運営委員会）	岩根小学校 （空き教室・図書室・運動場）	毎週木曜日 14:15～15:00 （年20日予定）	自由活動（イラスト、折り紙、竹馬、グランドゴルフ、卓球、将棋、囲碁、かるた、サッカー、オセロ、バランスボールなど）
ひばりチャレンジ広場 （八幡台小学校学区放課後子ども教室運営委員会）	八幡台小学校 （空き教室・図書室・体育館・運動場）	毎週月曜日 15:00～16:00 長期休業期間2日 14:00～16:00 （年18日予定）	自由活動（竹馬、縄跳び、バドミントン、一輪車、ドッチボール） 通常体験（箸の使い方、お手玉、けん玉、ボードゲームなど）
ハックルベリー （波岡小学校学区放課後子ども教室運営委員会）	波岡小学校 （大久保公園）	毎週木曜日 15:00～17:00 長期休業期間1日 10:00～12:00 （年40日予定）	自由活動（竹馬、独楽回し、ベーゴマ、お手玉、けん玉、ゴム段、パチンコ、大縄跳び、ダブルダッチ、竹遊具、木登り、水遊び、自由木工作、昔遊び、ベッコウ飴作りなど） 火を使う体験、ロープ遊具
清見台小あそびっ子くらぶ （清見台小学校学区放課後子ども教室運営委員会）	清見台小学校 （体育館）	月2回月曜日 14:45～15:30 （年12日予定）	自由活動（縄跳び、けん玉、ドッチボールなど） 宿題、工作、生活指導など
木一小あそぼん （木更津第一小学校学区放課後子ども教室運営委員会）	木更津第一小学校 （運動場、プレイルーム、体育館）	毎週木曜日 14:00～16:30 長期休業期間2日 9:00～12:00 （年25日予定）	自由活動（ボール遊び、縄跳び、ボードゲーム） 学期末、夏休みに流しそうめん大会などのイベント実施

○ 放課後子ども教室への参加状況（令和6年度）

教室名	協働活動 推進員数	協働活動サ ポーター数	ボランティア 参加者数	登録児童数
東清小放課後子ども教室	0人	17人	0人	48人
岩根小放課後子ども教室もくもく	0人	7人	0人	87人
ひばりチャレンジ広場	0人	14人	0人	126人
ハックルベリー	0人	4人	7人	209人
清見台小あそびっ子くらぶ	4人	8人	2人	90人
木一小あそぼん	10人	18人	0人	112人
合計	14人	68人	9人	672人

(4) 千葉県における取組状況（令和5年3月31日現在）※令和6年度分は現在集計中

令和5年度は、県内38市町344教室で実施されています。（千葉県ホームページ引用）

(5) 今後の方向性

(ア) 新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブとの一体的または連携による実施により、放課後の児童の安心で安全な居場所づくりに努めます。

現在、清見台小学校、木更津第一小学校で「校内交流型（旧一体型）」を行っており、学校と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係者等の間で、連絡会を行い情報共有を図り、児童の様子の変化や下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時にも対応できるよう体制づくりに努めています。

(イ) 協働活動サポーターなどのスタッフ確保が課題となっていることから、地域や学校との連携をより深めるとともに、関係課等との連携により事業の推進を図ります。

(ウ) 令和8年度まで（第3次基本計画 計画期間中）に、1教室の放課後子ども教室新規開設を目指します。

※2 生き生き子ども地域活動促進事業

(1) 目的

子どもたちが、心豊かで的確な判断を持ち、生きる力を備えたくましい人間として成長していくためには、学校はもちろんのこと、家庭や地域社会の中でさまざまな体験をすることが重要です。

そこで、子どもたちの体験活動機会を意図的に作りだすとともに、自主的に体験活動を促進する地域環境の整備を図るために、本事業を実施するものです。

(2) 事業概要

ア 実施方法

各地区住民会議に対する委託事業として実施し、地域の実情に即して事業を展開します。

実施にあたっては、児童・生徒が可能な限り企画段階から関わることができるよう留意するとともに、一人でも多く参加できるように、小中学校と地域住民、関係団体や公民館等の社会教育機関が、密接に連携した取り組みを図ります。

イ 事業の内容

各地域において、次の例示を参考に、ボランティア活動・地域交流活動・野外体験活動の3分野の中から、地域の特性を生かし、創意工夫して実施できる分野を選択し実施します。

① ボランティア活動

福祉ボランティア活動、環境ボランティア活動など、地域の実情に合わせて実施します。(地区共同美化運動、通学路清掃、公共施設清掃、花いっぱい運動、高齢者やハンディキャップを持つ人の介護 など)

② 地域交流活動

地域の各種活動への積極的な参加や、地域の人材を活用した事業を実施し、児童・生徒の地域意識の醸成を図ります。(地区のイベント(文化祭、運動会、町内会行事、各団体や公民館が主催する社会教育事業など)への参加、福祉施設訪問、郷土料理教室、伝統工芸教室、郷土芸能伝承教室、スポーツ・レクリエーション教室 など)

③ 野外体験活動

自然の中で、子どもたちが試行錯誤しながら課題を解決する能力を養うとともに、環境保護意識の醸成を図ります。(地域交流キャンプ、野山歩きのつどい など)

(3) その他

ア 青少年育成木更津市民会議

① 設置目的

青少年問題の持つ重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、行政施策と呼応し、次代を担う青少年の健全な育成を図ること

② 組織

各中学校区を軸に組織された市内青少年育成住民会議(各地区住民会議)で構成されています。

【各地区住民会議】

- ・ 木更津第一中学校区住民会議
- ・ 三中学区青少年育成会議
- ・ 鎌足地区青少年育成住民会議
- ・ 富来田地区青少年健全育成会議
- ・ 畑沢中学校区青少年健全育成連絡会議
- ・ 波岡中学区青少年育成連絡会議
- ・ 木更津市立木更津第二中学校区青少年健全育成住民会議
- ・ 青少年育成岩根東地区住民会議
- ・ 金田地区青少年育成住民会議
- ・ 青少年育成太田中学校区住民会議
- ・ 青少年育成岩根西地区住民会議
- ・ 東清川・中郷地区青少年育成住民会議

※3 二十歳を祝う会事業

(1) 趣旨

20歳の若者を対象に、おとなになったことの自覚を持ち、明日の木更津市を支える原動力として未来にはばたくことを願い、自ら前向きに生き抜こうとする青年の姿を祝い励まし、将来の幸福を祈念する式とします。

また、おとなとしての自覚を持ち、「自らが作る二十歳を祝う会」という意識を高めるため、実行委員会を組織し、式典内容の企画や二十歳を祝う会の運営を行うものとします。

(2) 主催:木更津市・木更津市教育委員会

(3) 期 日:令和8年1月11日(日) (「成人の日」の前日の日曜日)

(4) 会 場:かずさアカデミアホール (木更津市かずさ鎌足2-3-9)

(5) 実施時間

- (ア) 第1組 ① 開 場 10時40分
 ② 式 典 11時10分 ~ 12時00分 (アトラクション含む)
- (イ) 第2組 ① 開 場 14時00分
 ② 式 典 14時30分 ~ 15時20分 (アトラクション含む)

(6) 対 象:平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方

【参考】令和6年12月1日現在の対象者数(住民基本台帳) ※ 外国人を含む

男:658人 女:61540人 計:1,273人

(7) 各組の対象区域割り

「令和8年木更津市二十歳を祝う会組分け」(7ページ参照)

- ① 原則、出身中学校により区分する。(私立中学校も含む。)
- ② 他市から転入された方は、居住地の中学校区域の組に参加いただく。
- ③ 市外に転出された方が参加する場合は、出身中学校区域の組に参加いただくよう案内する。

(8) その他

- (1) 対象者あてに個人通知はせず、広報等により周知する。
- (2) 各中学校の卒業生の中から実行委員を選出し、式典の進行やアトラクションの企画運営を行う。

令和8年木更津市二十歳を祝う会組分け表

【第1組】

令和6年12月1日現在

番号	中学校区名	対象者（住民基本台帳）：人		
		男	女	計
1	木更津第一中学校	71	58	129
2	木更津第三中学校	50	63	113
3	岩根中学校	35	33	68
4	畑沢中学校	100	61	161
5	岩根西中学校	37	30	67
6	清川中学校	61	60	121
7	暁星国際中学校			
計		354	305	659

【第2組】

番号	中学校区名	対象者（住民基本台帳）：人		
		男	女	計
1	木更津第二中学校	74	74	148
2	鎌足中学校	10	13	23
3	金田中学校	26	22	48
4	富来田中学校	14	19	33
5	太田中学校	119	114	233
6	波岡中学校	61	68	129
7	志学館中等部			
計		304	310	614
合 計		658	615	1,273

※4 キャンプ場利用促進事業

(1) 事業の目的

ア 木更津市立少年自然の家キャンプ場の開設及び管理運営

キャンプ活動など青少年健全育成に資するほか、市民相互の交流の場、憩いの場として提供することにより、市民のレクリエーション活動を支援することを目的とする。

イ キャンプ場利用促進事業の実施

豊かな自然を有する木更津市立少年自然の家キャンプ場において青少年が生き生きとした野外活動や集団生活を体験し、規律・協働・友愛・奉仕の精神の習得をするとともに豊かな人間性を育むことを目的とする。

(2) 事業の実施計画

ア 木更津市立少年自然の家キャンプ場の開設及び管理運営

(ア) 令和7年度キャンプ場開場期間

・ 春季開設期間及び

水道設備の故障により使用を見合わせた。

・ 夏季開設期間

キャンプ場進入路の一部に崩落の危険性があることが判明したため、使用を見合わせた。

(イ) 指定管理者

一般社団法人城山会

イ キャンプ場利用促進事業

(ア) キャンプ場まつり

期 日：令和7年6月7日（土）

場 所：木更津市立少年自然の家キャンプ場

内 容：青少年育成団体及び地元地区住民・民間企業による屋台など出店ブースの設置
竹細工などワークショップほか（12団体57人）

来場者：84組313人

※5 きさらぶユースボランティア登録制度

(1) 事業の目的

ユース世代（高校生・大学生等）の方が、休日等における子どもたち（小・中学生等）の遊び、体験活動をサポートすること、また、自らが小中学生のお兄さん・お姉さんとして活動し、青少年の奉仕活動、体験活動の場とすることを目的とする。

(2) 事業の実施計画

ア 生涯学習課主催事業や公民館事業におけるボランティア活動等

(ア) 生涯学習課主催事業

ユースボランティアのつどい、キャンプ場まつり

(イ) 公民館事業

清見台キッズデイ（清見台公民館）、通学合宿（清見台公民館、金田地域交流センター）

(ウ) その他青少年育成関係団体が主催する事業

子ども会キャンプ場実技研修会（木更津市子ども会育成連絡協議会主催）、
サマーキャンプ 2024（アフタースクールボランティアの会主催）

イ ユースボランティア登録者

(ア) 登録者総数

51名（令和7年9月1日現在）

(イ) 登録者内訳

新規登録9名・継続登録42名

木更津市まなび支援センター運営方針及び活動の重点

(青少年健全育成関係)

運営方針

家庭、地域、学校、警察、南房総教育事務所生徒指導班、児童相談所等の関係諸機関との連携を密にし、青少年の非行防止と健全育成を図ります。

- 1 問題や悩みを抱える青少年やその保護者・家庭を支援するため、相談活動を行います。
- 2 青少年への「愛の一声運動」を展開し、地域への啓発活動を行うとともに、街頭指導を実施します。また、青少年補導員連絡協議会をはじめとする関係諸機関や諸団体とともに、地区街頭指導、特別指導を実施するとともに、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を行います。
- 3 ICTを活用しながら豊かに生きる力をつけるため、情報活用能力の育成や情報モラルの啓発等を行うとともに、関係諸機関と連携し、青少年を取り巻くインターネット上の諸問題を未然に防ぐ取組を進めます。
- 4 青少年指導関係運営協議会を開催し、関係諸機関・諸団体・有識者との連携を図ります。
- 5 広報紙等の発行を通して、青少年健全育成の啓発を進めます。また、関係諸機関・諸団体と連携して、各種青少年健全育成に関わるキャンペーンを展開します。

活動の重点

1 相談活動

- (1) 来所相談、電話相談、メール相談等の充実に努めます。
- (2) 相談活動に関係する諸機関との連携を密に、効果的な支援に努めます。

2 「愛の一声運動」・街頭指導

- (1) 青色灯装着車による街頭指導を週1回以上実施します。
- (2) 地区街頭指導及び特別指導の充実に努めます。
 - ・ 青少年補導員研修を充実し、地区街頭指導の充実に努めます。

- ・関係諸機関・諸団体と連携し、JR 駅周辺指導及び各種行事等の際の特別指導を実施します。
 - ・県下一斉補導に参加します。
- (3) 学校との連絡を密にし、非行の未然防止に努めます。
- (4) 違法掲出物類、危険箇所、たまり場の発見及びその対応に努めます。

3 安心で安全にインターネット環境を利用するため

- (1) 各小中学校や生涯学習諸団体等と連携し、ICT を安全に活用するため、インターネットリテラシーの向上を目指した啓発活動等を実施します。
- (2) 千葉県県民生活・文化課と連携してネット・パトロールを実施するとともに、関係機関と連携し、適切な指導・支援を行います。

4 機関・団体との連携

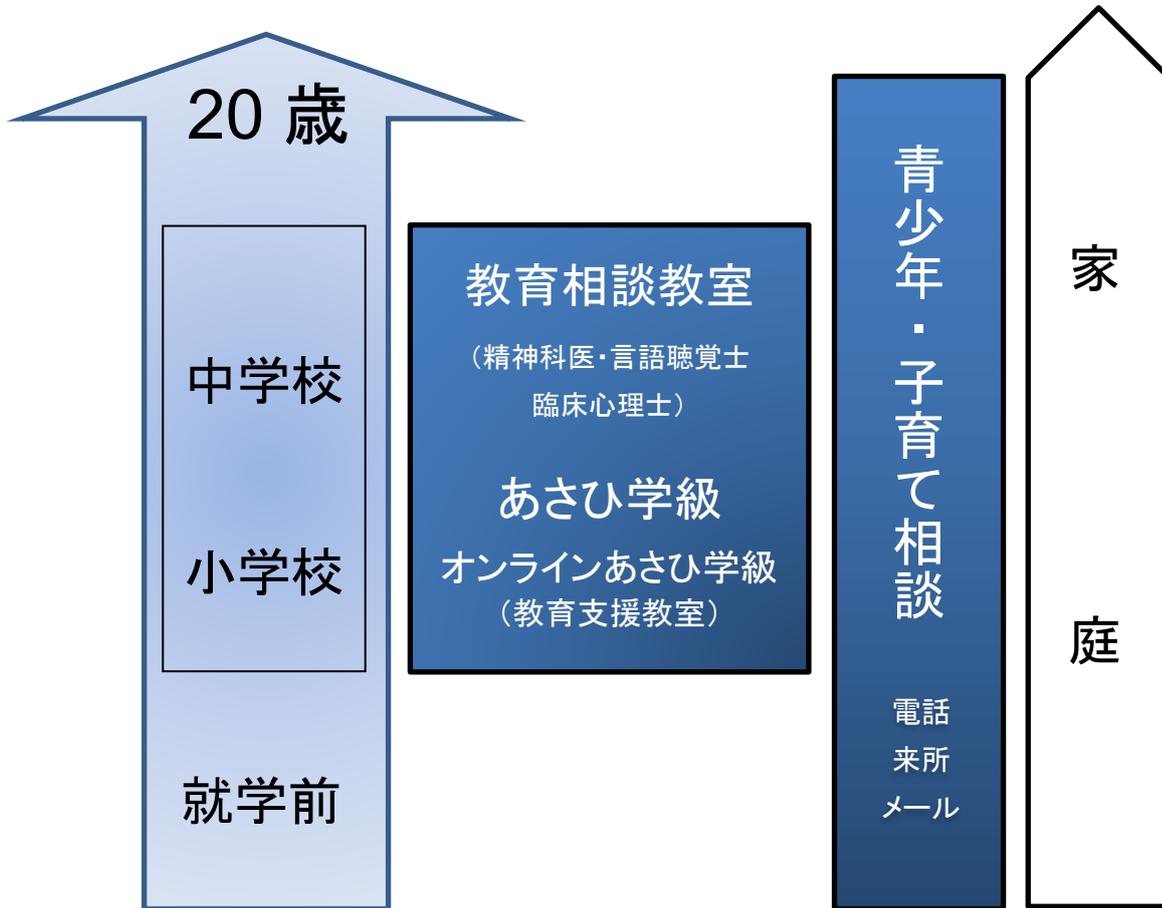
- (1) 青少年指導関係運営協議会を通して、学校、警察、児童相談所、家庭裁判所等の諸機関・諸団体及び有識者との協力体制の推進強化を図り、安心・安全なまちづくりに寄与します。

5 啓発活動

- (1) 青少年健全育成のための広報紙等を定期的に発行します。
- (2) 薬物乱用、未成年による飲酒・喫煙、危険ドラッグ等の防止・撲滅に関する各種キャンペーンに参加します。
- (3) 資料の収集と活用を図ります。
- (4) 相談指導技術の向上に努めます。
- (5) 1年間の事業・相談・指導の事例等をまとめ、今後の相談・指導に生かします。



まなび支援センターの相談業務を核にした
 幼児期から青年期までの一貫した子育て支援



外部機関との連携

- 千葉県子どもと親のサポートセンター
- 千葉県総合教育センター
- ちば南部地域若者サポートステーション
- 千葉県発達障害者支援センター
- さつき台病院
- なんそう心理教育研究所 心の相談室
- 木更津メンタルクリニック
- 児童家庭支援センター「ヴィオラ」「ベーズ」「ピーターパンの家」
- 児童養護施設 野の花の家
- 中核地域生活支援センター「君津ふくしネット」
- 子育て支援センター
- 教育部学校教育課
- こども未来部こども家庭支援課
- その他
- 南房総教育事務所(巡回指導)
- 内房地区少年センター
- 君津児童相談所
- のぞみサポートセンター
- ゆうわ心の相談室
- 発達支援くまぼの
- 木更津警察署生活安全課
- こども未来部こども発達支援課
- 福祉部障がい福祉課

こども家庭支援課の取組について

1 組織体制

令和6年度			→	令和7年度		
部	課	係		部	課	係
健康こども部	子育て支援課	こども政策係		こども未来部	こども政策課	子育て給付係
		こども家庭センター係 支援センター係				未来サポート係
					こども家庭支援課	こども家庭センター係 支援センター係

2 基本目標

(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域の実情やそれぞれの家庭の状況、土日・祝日、体調不良時の緊急時など、子育て家庭のニーズに応じた子ども・子育て支援サービスの充実に取り組みます。

<事業> 一時的に養育が必要になった場合の、一時預かりを行う「子育て短期支援事業」や地域で子育てを助け合う「ファミリーサポート事業」を実施します。

(2) 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

児童虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援、ひとり親家庭への支援を行うなど、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた支援の充実に取り組みます

<事業> 「こども家庭センター」において、児童虐待の防止に向け、児童虐待防止に関する理解・啓発活動を充実させるとともに、子育てに不安や負担を抱えている家庭や保護等を必要とするこどもの早期発見、早期対応により支援に繋げてまいります。

■相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (8月末現在)
児童虐待相談	422件	363件	431件	546件	203件
その他家庭児童相談	123件	129件	180件	232件	127件

※その他家庭相談…育成相談(性格行動、育児しつけ)、障害相談(知的、発達障害)など

令和7年度 こども家庭支援課の主な事業

	事業名	事業内容	特記
子育て支援	ファミリー・サポートセンター事業	子育ての手助けをしたい人（提供会員）と手助けをしてもらいたい人（依頼会員）が地域で子育てを助け合う有償の相互援助活動を行う ■対象：生後6か月から小学校6年生まで	社会福祉協議会委託事業
	子育て短期支援事業	保護者の疾病、育児疲れ、仕事等の都合により、一時的に児童の養育が困難になった場合又は経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合に施設において養育又は保護を行う ■対象：1歳から中学校3年生まで	児童養護施設委託事業
	産前産後・家事育児サポート事業	産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減し、安心して出産・子育てができるように、家庭にサポーターを派遣し、家事・育児を支援する事業 ■対象：妊婦中から2歳未満までの子がいる家庭	民間企業委託事業
家庭相談	家庭児童相談	子育てに関する悩み（虐待相談、家庭内の問題、生活・環境の相談）について相談に専門職が応じ、関係機関や必要な支援に繋げる ■対象0歳から18歳未満の子ともとその保護者及び関係者	こども家庭センター内
	DV相談	配偶者やパートナーなど、親密な関係にある、またはあった人からの暴力に対する相談に応じ、必要な情報を提供する	こども家庭センター内
ひとり親支援	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父母等が就業に結び付く教育訓練講座を受講する場合、経費の60%（上限20万円）を支給する	
	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の父母等が看護師などの資格を取得するため6か月以上養成期間で修業する場合、生活費を支援する ■市民税非課税世帯：月額100,000円 ■市民税課税世帯：月額70,500円	
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の父母等の経済的自立を支援するとともに、生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的として、就労や児童の就学などで資金が必要になったときに、千葉県貸付制度の相談を受ける	
	ひとり親等ファミリー・サポートセンター利用助成事業	ひとり親家庭の父母等がファミリーサポートセンター事業を利用した場合の利用料の一部を助成する	
給付	幼稚園・保育施設等支援金給付事業	食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、児童養護施設の安定した運営を支援するため臨時給付金を支給する	臨時事業

木更津市の放課後児童クラブ

1 目的

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、学校の余裕教室等を活用して、放課後や長期休み等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

また、社会福祉法上の第二種社会福祉事業として規定されるとともに、子ども・子育て支援法に規定される地域子ども・子育て支援事業です。

2 年度別利用状況

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
小学生総数 (5/1時点)	7,178人	7,144人	7,081人	7,001人	6,825人
クラブ利用数 (4/1時点)	1,445人	1,599人	1,677人	1,818人	1,896人
クラブ数	51クラブ	51クラブ	54クラブ	59クラブ	60クラブ

【運営主体別クラブ数】

社会福祉法人 (21クラブ)	保護者会 (8クラブ)	NPO法人 (11クラブ)
一般社団法人 (3クラブ)	株式会社 (12クラブ)	個人事業主 (5クラブ)

3 保 育 料

月額7,000円から16,500円 (それぞれのクラブで金額を設定しています。)

4 放課後児童健全育成事業補助金

児童の健全な育成を図るため、市内の放課後児童健全育成事業を実施している事業者に対して、木更津市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、運営費補助金を交付しています。

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
決 算 額	260,941千円	275,524千円	293,495千円	341,085千円	421,726千円

※R7は9月補正後の予算額

5 新規開設放課後児童クラブ (令和7年度)

○ 新規開設 1クラブ (廃止 0クラブ)